新旧対照表

【注意事項】

下記の箇所については、新旧対照表に記載していません。

・条例及び同施行規則並びに法令の引用箇所（新たに引用する部分を除く。）
・図表番号のずれのみの箇所
・ページ番号のずれのみの箇所
・文言修正（送り仮名、ひらがなを漢字に修正等）のみの箇所

新旧対照表

現　　行

§１　特定施設の整備

１．特定施設の整備の概要

条例では公益的施設、公共施設、共同住宅等の施設を特定施設と定義し、それらの構造及び設備の整備について必要な基準を特定施設整備基準として定めている。特定施設の建築等（公益的施設、共同住宅等の建築、大規模の修繕・模様替え、用途の変更、公共施設の新設、改築等）をしようとする者に対し、特定施設整備基準の遵守義務及び知事（事務委任された市町長を含む。以下同じ。）への届出義務を課し、知事は届出に基づく指導・助言、完了検査を行う。

特定施設の建築等をしようとする者が届出を行わなかった場合や、当該工事において不正又は不誠実な行為を行った場合には必要な措置をとるべきことを勧告し、これに従わなかった場合には県公報等で公表するといった措置を設けている。ただし、罰則を設けておらず、基準に適合していなかった場合の建築時の建築制限や竣工後の使用制限は適用されない。

一方、条例では特定施設に対する整備基準の義務づけの実効性を高めるため、バリアフリー法に基づき、建築基準法の建築確認制度と連動した審査・検査の仕組みを取り入れている。これに伴い、特定施設の大半は、整備基準への適合について建築基準法に基づく建築確認（計画通知を含む）における審査・検査が行われることとなり、整備基準及び手続きに対する違反にはバリアフリー法及び建築基準法による罰則等が適用されることがある。また、固定観覧席を設ける劇場等と乗降場、改札口等を設ける公共の交通機関の施設を除き、建築確認の審査・検査が行われる特定施設については条例に基づく届出を不要としている。

福祉のまちづくり条例とバリアフリー法の委任規定の関係

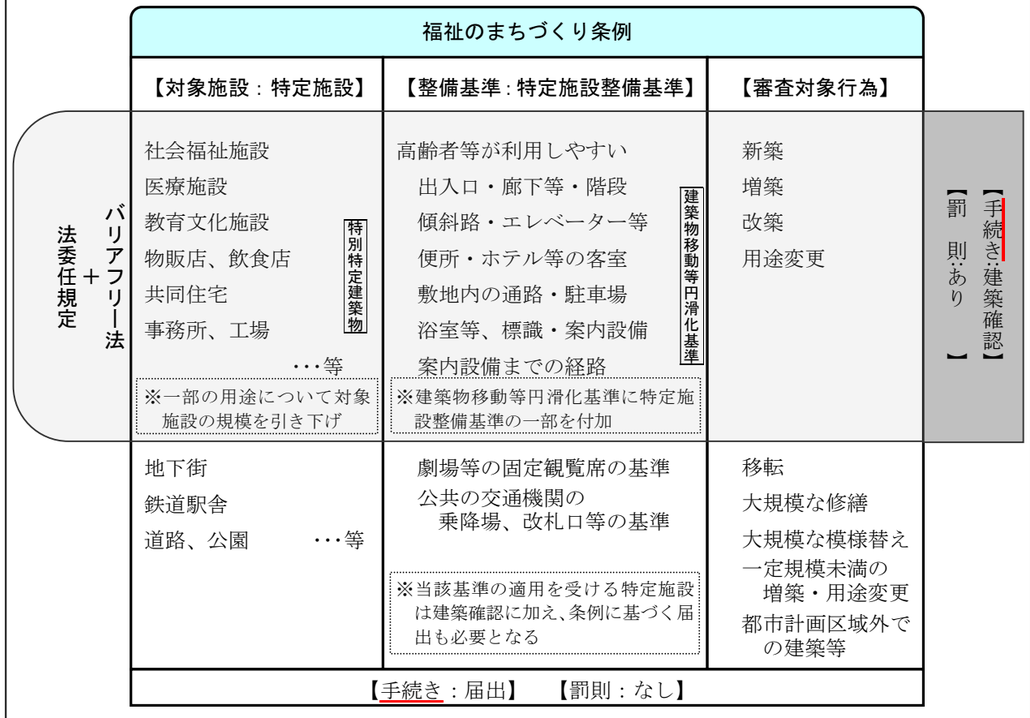

(1)　対象施設

バリアフリー法第２条第17号の特別特定建築物に加え、条例の委任規定により条例第24条の

改　正　案

§１　特定施設の整備

１．特定施設の整備の概要

条例では公益的施設、公共施設、共同住宅等の施設を特定施設と定義し、それらの構造及び設備の整備について必要な基準を特定施設整備基準として定めている。特定施設の建築等（公益的施設、共同住宅等の建築、大規模の修繕・模様替え、用途の変更、公共施設の新設、改築等）をしようとする者に対し、特定施設整備基準の遵守義務及び知事（事務委任された市町長を含む。以下同じ。）への届出義務を課し、知事は届出に基づく指導・助言、完了検査を行う。

特定施設の建築等をしようとする者が届出を行わなかった場合や、当該工事において不正又は不誠実な行為を行った場合には必要な措置をとるべきことを勧告し、これに従わなかった場合には県公報等で公表するといった措置を設けている。ただし、罰則を設けておらず、基準に適合していなかった場合の建築時の建築制限や竣工後の使用制限は適用されない。

一方、条例では特定施設に対する整備基準の義務付けの実効性を高めるため、バリアフリー法に基づき、建築基準法の建築確認制度と連動した審査・検査の仕組みを取り入れている。これに伴い、特定施設の大半は、整備基準への適合について建築基準法に基づく建築確認（計画通知を含む。）における審査・検査が行われることとなり、整備基準及び手続に対する違反にはバリアフリー法及び建築基準法による罰則等が適用されることがある。また、固定式の観覧席等を設ける劇場等と乗降場、改札口等を設ける公共の交通機関の施設を除き、建築確認の審査・検査が行われる特定施設については条例に基づく届出を不要としている。

福祉のまちづくり条例とバリアフリー法の委任規定の関係

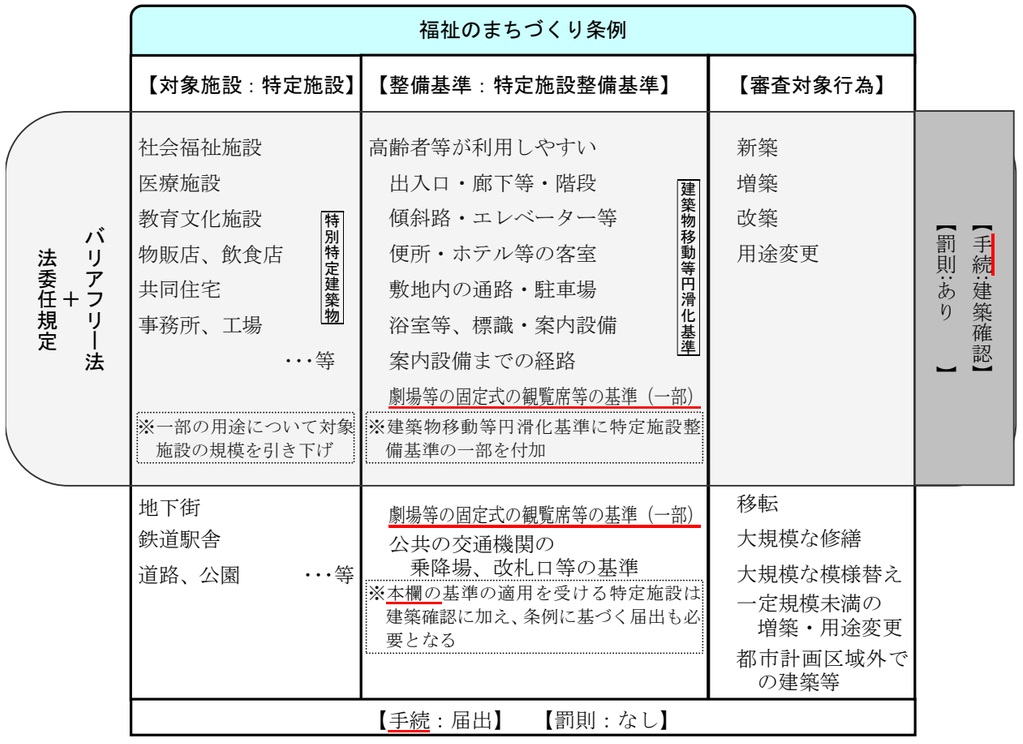

(1)　対象施設

バリアフリー法第２条第19号の特別特定建築物に加え、条例の委任規定により条例第24条の

新旧対照表

現　　行	改　正　案
４に基づき共同住宅、事務所、工場等を特別特定建築物として追加しており、特定施設の大半について建築確認での審査・検査を行い、それ以外の地下街、鉄道駅舎、道路、公園等については条例の届出により審査を行う。また、バリアフリー法の整備基準（建築物移動等円滑化基準）の適合義務が課される施設の規模（2,000㎡（公衆便所50㎡）以上）を条例への委任規定により条例第24条の５に基づき引き下げている。 (2) 整備基準 条例第24条の６に基づき条例の整備基準（特定施設整備基準）の一部をバリアフリー法の整備基準（建築物移動等円滑化基準）に付加しており、当該基準への適合について建築確認での審査・検査を行い、それ以外の特定施設整備基準への適合について条例に基づく届出により審査を行う。これにより、固定観覧席を設ける劇場等と乗降場、改札口等を設ける公共の交通機関の施設については、建築確認と条例に基づく届出双方の審査が必要となる。 (3) 審査対象行為　（略） **２．特定施設の整備に関する条例・規則と本書の構成**　（略）	４に基づき共同住宅、事務所、工場等を特別特定建築物として追加しており、特定施設の大半について建築確認での審査・検査を行い、それ以外の地下街、鉄道駅舎、道路、公園等については条例の届出により審査を行う。また、バリアフリー法の整備基準（建築物移動等円滑化基準）の適合義務が課される施設の規模（2,000㎡（公衆便所50㎡）以上）を条例への委任規定により条例第24条の５に基づき引き下げている。 (2) 整備基準 条例第24条の６に基づき条例の整備基準（特定施設整備基準）の一部をバリアフリー法の整備基準（建築物移動等円滑化基準）に付加しており、当該基準への適合について建築確認での審査・検査を行い、それ以外の特定施設整備基準への適合について条例に基づく届出により審査を行う。これにより、固定式の観覧席等を設ける劇場等と乗降場、改札口等を設ける公共の交通機関の施設については、建築確認と条例に基づく届出双方の審査が必要となる。 (3) 審査対象行為　（略） **２．特定施設の整備に関する条例・規則と本書の構成**　（略）

新旧対照表

現　　行

§２　特定施設

□施設の用途　（略）

□施設の規模

施設の延べ床面積である。物販店舗、銀行等などでは、バックスペースも含めた全体の面積を対象の規模としてとらえる。また、増築等（増築、改築、移転、用途の変更、大規模の修繕、大規模の模様替え）の場合にあっては、増築等を行ったあとの施設の延べ床面積としてとらえる。ただし、次のような場合には、下記のような取扱いとなる。

＜建築物内に２以上の用途の部分がある場合（複合建築物）＞

分離して考えることができない共用部分がある場合は、各々用途に供する部分の面積に対応して、共有部分の面積を按分する。複数の用途のうち、特定施設に該当しない部分については対象外となる。

（例）　（略）

＜同一敷地に用途上不可分の関係にある２以上の建築物がある場合＞

新築、増築等の行為にかかわらず、敷地単位でとらえる。

特定施設に設ける附属駐車場を別棟で建築する場合は、駐車場部分も特定施設の一部となることから、面積算定は敷地内の全体でとらえることになる。

（例）

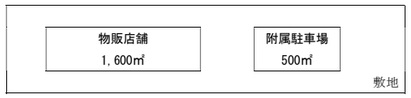

→2，100㎡の物販店舗として扱う。

＜工場に自動化された作業場の部分がある場合の特例措置＞

工場において、常時は従業員が立ち入らない自動化された作業場の部分がある場合は、施設の床面積の合計（延べ床面積）から当該部分の床面積を除いた面積を「施設の規模」として取り扱う。

なお、本取扱いは工場に限定したものであり、施設の床面積の合計から除くことができるのは、従業員が機械等のメンテナンス以外の作業を行わず、機械やロボットにより一連の作業工程が全て自動化された作業場の部分の面積のみである。

また、常時は従業員が立ち入らない自動化された作業場は「多数の者が利用する部分」には該当しない。（P17参照）

□公益的施設（規則別表第１）の各用途について

・１・２　（略）

・３(2)　集会場又は公会堂

セレモニーホール、斎場は、原則として「集会場」として取扱う。

改　正　案

§２　特定施設

□施設の用途　（略）

□施設の規模

施設の延べ面積である。物販店舗、銀行等などでは、バックスペースも含めた全体の面積を施設の規模とする。また、増築等（増築、改築、移転、用途の変更、大規模の修繕、大規模の模様替え）の場合には、増築等を行った後の施設の延べ面積を施設の規模とする。ただし、次のような場合には、下記のような取扱いとなる。

＜建築物内に２以上の用途の部分がある場合（複合建築物）＞

分離して考えることができない共用部分がある場合は、各々用途に供する部分の面積に対応して、共用部分の面積を按分する。複数の用途のうち、特定施設に該当しない部分については対象外となる。

（例）　（略）

＜同一敷地に用途上不可分の関係にある２以上の建築物がある場合＞

新築、増築等の行為にかかわらず、敷地単位でとらえる。

（例）

特定施設に設ける附属駐車場を別棟で建築する場合

・駐車場部分も特定施設の一部となることから、同一敷地内の附属駐車場も含めた面積を施設の規模とする。

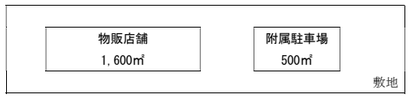

→2，100㎡の物販店舗として扱う。

＜工場に自動化された作業場の部分がある場合の特例措置（規則別表第２）＞

工場において、機械やロボットによって全ての生産工程が自動化されること等により機械等のメンテナンス以外で通常は人が立ち入らない部分がある場合は、施設の延べ面積から当該部分の床面積を除いた面積を「施設の規模」として取り扱う。

また、通常は人が立ち入らない部分は「多数の者が利用する部分」には該当しない。（P17参照）

（参考）

＜規則＞

（特別特定建築物に追加する工場の床面積）

第12条の２の２　条例第24条の４第７号に規定する工場の床面積には、全ての生産工程が自動化されること等により通常は人が立ち入らない部分（以下「人が立ち入らない部分」という。）の床面積を含まないものとする。

□公益的施設（規則別表第１）の各用途について

・１・２　（略）

・３　劇場等

次に掲げる集客、集会等を目的とする施設をいう。

・劇場、観覧場、映画館又は演芸場

・集会場又は公会堂

セレモニーホール、斎場は、原則として「集会場」として取り扱う。

新旧対照表

現　　行	改　正　案
・５(1)～６　（略）	・５(1)～６　（略）
・８　銀行、質屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 「その他これらに類するサービス業を営む店舗」に、銀行業務を行う郵便局を含む。銀行業務を行わないものは「クリーニング取次店、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗」として取扱う。	・８　銀行、質屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 「その他これらに類するサービス業を営む店舗」に、銀行業務を行う郵便局を含む。銀行業務を行わないものは「クリーニング取次店、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗」として取り扱う。
・10～16　（略） ・21　クリーニング取次店、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 「その他これらに類するサービス業を営む店舗」に銀行業務を行わない郵便局を含む。銀行業務を行うものは「銀行、質屋その他これらに類するサービス業を営む店舗」として取扱う。	・10～16　（略） ・21　クリーニング取次店、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 「その他これらに類するサービス業を営む店舗」に銀行業務を行わない郵便局を含む。銀行業務を行うものは「銀行、質屋その他これらに類するサービス業を営む店舗」として取り扱う。
・23　（略）	・23　（略）
□共同住宅等の施設の各用途について ・１　共同住宅／２　寄宿舎 グループホームは、一般に高齢者が共同して居住する「住居」のことであり、具体的には食堂・便所・台所・浴室等が１箇所又は数箇所に集中して設けるものや居住空間が独立しているものなどがあり、その平面計画等により「寄宿舎」又は「共同住宅」として取扱うものとする。 なお、グループホームであっても、共同生活援助を行う住居及び認知症対応型共同生活介護を行う施設については、「老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの」に含まれる。 ただし、既存住宅を用途変更して、共同生活援助を行う住居（主として身体の機能上の制限を受ける者が利用するものを除く。）とする場合にあっては、その平面計画等により「寄宿舎」又は「共同住宅」として取り扱うものとする。	□共同住宅等の施設の各用途について ・１　共同住宅／２　寄宿舎 グループホームは、一般に高齢者が共同して居住する「住居」のことであり、具体的には食堂・便所・台所・浴室等が１箇所又は数箇所に集中して設けるものや居住空間が独立しているものなどがあり、その平面計画等により「寄宿舎」又は「共同住宅」として取り扱うものとする。 なお、グループホームであっても、共同生活援助を行う住居及び認知症対応型共同生活介護を行う施設については、「老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの」に含まれる。 ただし、既存住宅を用途変更して、共同生活援助を行う住居（主として身体の機能上の制限を受ける者が利用するものを除く。）とする場合にあっては、その平面計画等により「寄宿舎」又は「共同住宅」として取り扱うものとする。

新旧対照表

現　　行

§３　特定施設整備基準

１．特定施設整備基準

■バリアフリー法（委任規定含む）の整備基準との関係■

公益的施設及び共同住宅等の施設に関する特定施設整備基準は、法の建築物移動等円滑化基準（条例第24条の６で追加した事項を含む）と、一部の例外を除き、同等である。例外となる基準（特定施設整備基準には該当するが、建築物移動等円滑化基準には該当しない基準）を下記に示す。また、公共施設に関する特定施設整備基準は全て、建築物移動等円滑化基準には該当しない。

建築物移動等円滑化基準には該当しない基準	左記の基準の対象となる特定施設
固定観覧席に関する基準（別表第３第１の15）	劇場等 ・劇場、観覧場、映画館又は演芸場 ・集会場又は公会堂
標識・案内設備に関する基準（別表第３第２の10、11） 乗車券等販売所、待合所及び案内所に関する基準（別表第３第２の13） 休憩設備に関する基準（別表第３第２の14） 改札口に関する基準（別表第３第２の15） 乗降場に関する基準（別表第３第２の16） 等	公共の交通機関の施設 ・鉄道の駅又は軌道の停留場及びこれらと一体として利用者の用に供する施設 ・車両の停車場又は船舶若しくは飛行機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの

□規則別表第３　（略）

□規則第６条第２項「整備が困難であると知事が認める場合」　（略）

□規則第６条第２項「基準によらないことができる」　（略）

２．公益的施設（公共の交通機関の施設を除く。）及び共同住宅等の施設の整備基準（規則別表第３第１）

別表第３第１の見方について、下記に解説する。

■整備基準の「事項」と「適用規模」の関係　（略）

■適用規模

「床面積の合計」とあるのは、規則別表第１の「施設の規模」と同じく、施設の延べ床面積である。物販店舗、銀行等などでは、バックスペースも含めた全体の面積を対象の規模としてとらえる。また、増築等（増築、改築、移転、用途の変更、大規模の修繕、大規模の模様替え）を行う場合にあっては、増築等を行ったあとの施設の延べ床面積である。

また、路外駐車場等にあっては、「床面積の合計」を「自動車の停留又は駐車の用に供する部分の面積」と読み替える。

（参考）

＜規則別表第３第１備考＞
３　適用規模の欄中「床面積の合計」とあるのは、路外駐車場等にあっては、「自動車の停留又は駐車の用に供する部分の面積」とする。

改　正　案

§３　特定施設整備基準

１．特定施設整備基準

■バリアフリー法（委任規定含む）の整備基準との関係■

公益的施設及び共同住宅等の施設に関する特定施設整備基準は、法の建築物移動等円滑化基準（条例第24条の６で追加した事項を含む）と、一部の例外を除き、同等である。例外となる基準（特定施設整備基準には該当するが、建築物移動等円滑化基準には該当しない基準）を下記に示す。また、公共施設に関する特定施設整備基準は全て、建築物移動等円滑化基準には該当しない。

建築物移動等円滑化基準には該当しない基準	左記の基準の対象となる特定施設
固定式の観覧席等の難聴者の聴力を補うための設備に関する基準（別表第３第１の15(2)）※	劇場等 ・劇場、観覧場、映画館又は演芸場 ・集会場又は公会堂
標識・案内設備に関する基準（別表第３第２の10、11） 乗車券等販売所、待合所及び案内所に関する基準（別表第３第２の13） 休憩設備に関する基準（別表第３第２の14） 改札口に関する基準（別表第３第２の15） 乗降場に関する基準（別表第３第２の16） 等	公共の交通機関の施設 ・鉄道の駅又は軌道の停留場及びこれらと一体として利用者の用に供する施設 ・車両の停車場又は船舶若しくは飛行機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの

※固定式の観覧席等の基準についてはP66参照

□規則別表第３　（略）

□規則第６条第２項「整備が困難であると知事が認める場合」　（略）

□規則第６条第２項「基準によらないことができる」　（略）

２．公益的施設（公共の交通機関の施設を除く。）及び共同住宅等の施設の整備基準（規則別表第３第１）

別表第３第１の見方について、下記に解説する。

■整備基準の「事項」と「適用規模」の関係　（略）

■適用規模

「床面積の合計」とあるのは、規則別表第１の「施設の規模」と同じく、施設の延べ床面積である。物販店舗、銀行等などでは、バックスペースも含めた面積を対象の規模とする。また、増築等（増築、改築、移転、用途の変更、大規模の修繕、大規模の模様替え）を行う場合にあっては、増築等を行った後の施設の延べ面積である。

また、路外駐車場等にあっては、「床面積の合計」を「自動車の停留又は駐車の用に供する部分の面積」と読み替える。

（参考）

＜規則別表第３第１備考＞
３　適用規模の欄中「床面積の合計」とあるのは、路外駐車場等にあっては、「自動車の停留又は駐車の用に供する部分の面積」とする。

新旧対照表

現　　行	改　正　案
■整備箇所 「高齢者等が利用する」部分が対象となる。多数の者が利用する施設では、多数の従業員が通常利用する部分も対象となるため、注意が必要である。 （表略） なお、通常一般公衆の用に供される見込みのない屋外避難階段や、占有性が高く多数の者が利用しない共同住宅の住戸や寄宿舎の寝室などは、「高齢者等が利用する」部分には該当しない。また、高齢者等が利用する居室の出入口までは整備の対象となるが、劇場等の固定観覧席の整備を除き、高齢者等が利用する居室の室内は対象とならないため、工場の作業室内に設ける作業用の通路等は対象とならない。 また、工場において、常時は従業員が立ち入らない自動化された作業場は「多数の者が利用する部分」に該当しない。（P10参照）	■整備箇所 「高齢者等が利用する」部分が対象となる。多数の者が利用する施設では、多数の従業員が通常利用する部分も対象となるため、注意が必要である。 （表略） なお、通常一般公衆の用に供される見込みのない屋外避難階段や、占有性が高く多数の者が利用しない共同住宅の住戸や寄宿舎の寝室などは、「高齢者等が利用する」部分には該当しない。また、高齢者等が利用する居室の出入口までは整備の対象となるが、劇場等の固定式の観覧席等の整備を除き、高齢者等が利用する居室の室内は対象とならないため、工場の作業室内に設ける作業用の通路等は対象とならない。 また、工場において、通常は人が立ち入らない自動化された作業場は「多数の者が利用する部分」に該当しない。（P10参照）

新旧対照表

現　　行

1　高齢者等利用経路

□(1) 高齢者等利用経路

特定施設の高齢者等が利用する居室等に至る経路のうち、それぞれ１以上（公共用歩廊の場合は全て）を、高齢者等が安全かつ快適に利用できる経路（高齢者等利用経路）とすることを規定している。

・１以上の整備

「１以上を」というのは、いくつかの経路が想定されるうち、最低１ルート以上を設定する必要があるということである。

・アの経路

道等から各高齢者等利用居室の１出入口までの経路のうち１以上を高齢者等利用経路として整備することを規定している。

括弧書きの規定の主旨は、「学校・共同住宅等の施設（共同住宅・寄宿舎・事務所・工場）にあっては、垂直移動が１層分までは、エレベーター等の設置を免除する」という意味である。学校・共同住宅等の施設を除く特定施設にあっては、垂直移動が１層分までであっても、エレベーター等の設置が必要である。

（中略）

「高齢者等利用居室」に該当しない居室に「不特定少数」のホテル及び旅館の客室がある。しかし、「８　ホテル等の客室」の規定により、客室の総数が50 以上の場合には車椅子使用者利用客室を１以上設ける必要があり、当該客室は高齢者等利用居室に該当する。

なお、病院の病室については、主として高齢者等が利用するので、高齢者等利用居室となる。

地形が特殊である場合にあっては、アの経路を構成する敷地内の通路が９の(2)によることが困難である場合における基準の適用については、ア中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあるのは、「当該公益的施設等の車寄せ」とする。

（参考）

＜規則別表第３第１備考＞

２　１の(1)のアに定める経路を構成する敷地内の通路が、地形の特殊性により９の(2)によることが困難である場合における基準の適用については、１の(1)のア中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあるのは、「当該公益的施設等の車寄せ」とする。

・イの経路　（略）

・ウ、エの経路　（略）

高齢者等利用居室から車椅子使用者利用便房までの経路（ウ）、車椅子使用者利用駐車施設から高齢者等利用居室までの経路（エ）を規定している。なお、上下階に経路が及ぶときには、エレベーター等の設置が必要となる。（学校・事務所・工場において、垂直移動が１層分である場合でも必要である。）

「７便所の(3)」の規定により高齢者等が利用する便所を設ける場合に整備が求められる車椅子使用者利用便房（ホテル等の車椅子使用者利用客室に設けられるものを除く。）、「10駐車場」の規定により高齢者等が利用する駐車場を設ける場合に整備が求められる車椅子使用者利用駐車施設についても同様の主旨から高齢者等利用居室（自動車車庫・公衆便所のように高齢

改　正　案

1　高齢者等利用経路

□(1) 高齢者等利用経路

特定施設の高齢者等が利用する居室等に至る経路のうち、それぞれ１以上（公共用歩廊の場合は全て）を、高齢者等が安全かつ快適に利用できる経路（高齢者等利用経路）とすることを規定している。

なお、「１以上を」というのは、いくつかの経路が想定されるうち、最低１ルート以上を設定する必要があるということである。

・高齢者等利用居室

「高齢者等利用居室」に該当しない居室に「不特定少数」のホテル及び旅館の客室がある。しかし、「８　ホテル等の客室」の規定により、客室の総数が50以上の場合には車椅子使用者利用客室を所定の数以上設ける必要があり、当該客室は高齢者等利用居室に該当する。

なお、病院の病室については、主として高齢者等が利用するので、高齢者等利用居室となる。

・アの経路

道等から各高齢者等利用居室の１の出入口までの経路（劇場等に車椅子使用者利用区画を設ける場合、道等から当該車椅子使用者利用区画まで）のうち１以上を高齢者等利用経路として整備することを規定している。

括弧書きの除外規定の主旨は、「学校・共同住宅等の施設（共同住宅・寄宿舎・事務所・工場）にあっては、垂直移動が１層分までは、エレベーター等の設置を免除する」という意味である。学校・共同住宅等の施設を除く特定施設にあっては、垂直移動が１層分までであっても、エレベーター等の設置が必要である。

（中略）

地形が特殊である場合にあっては、アの経路を構成する敷地内の通路が９の(2)によることが困難である場合における基準の適用については、ア中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあるのは、「当該公益的施設等の車寄せ」とする。

（参考）

＜規則別表第３第１備考＞

２　１の(1)のアに定める経路を構成する敷地内の通路が、地形の特殊性により９の(2)によることが困難である場合における基準の適用については、１の(1)のア中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあるのは、「当該公益的施設等の車寄せ」とする。

・イの経路　（略）

・ウ、エの経路　（略）

高齢者等利用居室から車椅子使用者利用便房までの経路（ウ）、車椅子使用者利用駐車施設から高齢者等利用居室までの経路（エ）を規定している。なお、上下階に経路が及ぶときには、エレベーター等の設置が必要となる。（学校・事務所・工場において、垂直移動が１層分である場合でも必要である。）

「７便所の(4)」の規定により整備が求められる車椅子使用者利用便房（ホテル等の車椅子使用者利用客室に設けられるものを除く。）、「10駐車場」の規定により高齢者等が利用する駐車場を設ける場合に整備が求められる車椅子使用者利用駐車施設についても同様の主旨から高齢者等利用居室（自動車車庫・公衆便所のように高齢者等利用居室を有しない建築物にあっ

新旧対照表

現　　行	改　正　案
者等利用居室を有しない建築物にあっては、道等）から各々に至る経路について車椅子使用者が円滑に利用できる構造とすることが必要である。	ては道等、劇場等の施設であって当該高齢者等利用居室に車椅子使用者利用区画を設けるときは当該車椅子使用者利用区画）から各々に至る経路について車椅子使用者が円滑に利用できる構造とすることが必要である。
・オの経路　（略）	・オの経路　（略）
・基準規模　（略）	・基準規模　（略）
□(2) 高齢者等利用経路上の段の禁止	□(2) 高齢者等利用経路上の段の禁止　（略）
2～6　（略）	2～6　（略）

新旧対照表

現　　行
7　便所

改　正　案
7　便所 □令和６年国土交通省告示第1074号の規定について 令和６年国土交通省告示第1074号の規定については、本逐条解説と合わせて、国土交通省の技術的助言「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について」（国住参建第3050号、令和６年11月21日）及びその参考資料（https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/content/001857777.pdf）も参照されたい。 □(1) 高齢者等が利用する便所（以下「高齢者等利用便所」という。）の設置基準 適用規模以上の施設には、高齢者等が利用する階の階数に相当する数以上の便所を、特定の階に偏らず設けなければならない。「階数に相当する数」とは、便房の数ではなく、便所の箇所数である。 また、高齢者等が利用する階から除外する階は、令和６年国土交通省告示第1074号第２の定めによる。 ＜便所の箇所数の数え方＞ ・男子用及び女子用の区別を設け、同一階にその両方が設置される場合、男子用と女子用の１組で１箇所とする（右図５階）。男子用と女子用が離れている場合も同様である（右図６階）。 ・男子用及び女子用の区別を設け、そのいずれか一方のみが設置される場合、当該便所ごとに１とする（右図３、４階）。 ・男子用及び女子用の区別を設けず、共用便所として設置される場合、当該便所ごとに１とする（右図２階）。 ・男女１組に加え、男子用又は女子用の便所を設ける場合は２箇所とする（右図１階）。 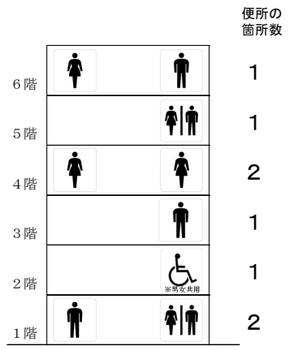   図10　便所の箇所数 ＜「高齢者等が利用する階」から除外する階の一例＞ ①高齢者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階 ・共同住宅で住戸のみが存在する階 ・ホテル・旅館で、客室内に便所が設置されている客室のみが存在する階 ②高齢者等の滞在時間が短い階 ・通過動線のみの階 ・駐車場のみの階 ・工場・事務所で倉庫のみが存在する階 ③建築物の管理運営上不特定多数利用便所を設けないことがやむを得ないと認められる階 ・商業施設の１階部分で施設の管理運営上、設置困難な場合 ・食品等を取り扱う工場で衛生上、便所の設置が望ましくない階 ・工場・事務所で、施設の利用実態に対して、高齢者等利用便所の必要設置数が著しく多く、便所の設置が過剰となる階 **（参考）** ＜令和６年国土交通省告示第1074号＞ 第二　令第十四条第一項に規定する国土交通大臣が定める階は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一　直接地上へ通ずる出入口のある階であって、不特定多数利用便所を一以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの 二　不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、不特定多数の者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上不特定多数利用便所を設けないことがやむを得ないと認められる階

新旧対照表

現　　行

□(1) 高齢者等が利用する便所　（略）

□(2) 高齢者等が利用する便所のうち１以上の便所　（略）

□(3) 車椅子使用者利用便房

改　正　案

□(2) 高齢者等利用便所　（略）

□(3) 高齢者等利用便所のうち１以上の便所　（略）

□(4) 車椅子使用者利用便房

(1)の規定により高齢者等利用便所を設置する階には、原則各階に１以上車椅子使用者利用便房を設けなければならない。ただし、高齢者等が利用する部分の面積に応じた下表に示す階の分類が「小規模階」又は「大規模階」に該当する階は、それぞれに定める数以上の車椅子使用者利用便房を設けなければならない。

階の分類	階の面積	車椅子使用者利用便房の必要設置数
小規模階	高齢者等が利用する部分の床面積 1,000㎡未満	各階への車椅子使用者利用便房の設置は求めず 小規模階の床面積の合計×$\frac{1}{1,000}$以上（端数切捨て）
一般階	高齢者等が利用する部分の床面積 1,000㎡以上１万㎡以下	当該階に１以上
大規模階	高齢者等が利用する部分の床面積 １万㎡超４万㎡以下	当該階に２以上※
	高齢者等が利用する部分の床面積 ４万㎡超	当該階の床面積×$\frac{1}{20,000}$以上（端数切上げ）※

※　当該階に設ける高齢者等利用便所の数を上限とする。

なお、(1)の規定により高齢者等利用便所を設置する階の全てが小規模階に該当し、かつ、小規模階の床面積の合計が1,000㎡未満の場合、令和６年国土交通省告示第1074号の第５の第４号の規定によれば、車椅子使用者利用便房の必要設置数は０となるが、このような場合であっても(5)の規定により建物に１以上は車椅子使用者利用便房の設置が必要である。

また、車椅子使用者利用便房の設置数の基準を満たせば、設置の位置については、建築物の利用形態等を勘案して任意で決めることができる。

・車椅子使用者利用便房の必要設置数算出に係る階の面積の捉え方

車椅子使用者利用便房の必要設置数の算出に係る、階の分類（小規模階、一般階、大規模階）に当たっては、用途ごとの高齢者等が利用する部分の面積の合計を階の面積とする。店舗のバックスペース等は高齢者等が利用する部分には該当しないため階の面積に算入しない。（高齢者等が利用する部分の考え方についてはP17参照）

また、複合用途の建築物において便所を共用する場合に限り、条例対象規模以上の用途については、便所を共用する全ての用途を合計した面積を階の面積とする。（複合用途の建築物の基準適用の考え方についてはP46参照）

なお、この考え方は車椅子使用者利用便房の設置数の検討における階の面積の算出においてのみ適用し、基準の適用に係る施設の規模の算出においては、バックスペース等も含めた用途別の建物全体の面積を対象の規模とする。（P9参照）

（参考）

＜令和６年国土交通省告示第1074号＞

第三　令第十四条第二項に規定する国土交通大臣が定める数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数とする。ただし、当該数が令第十四条第一項の規定により不特定多数利用便所を設ける階（以下「便所設置階」という。）に設ける不特定多数利用便所（車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。）の数を超える場合にあっては、当該不特定多数利用便所の数とする。

一　便所設置階の床面積が一万平方メートルを超え、四万平方メートル以下の場合二

二　便所設置階の床面積が四万平方メートルを超える場合　当該床面積に相当する数に二万分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

新旧対照表

現　　行	改　正　案
	第五　令第十四条第二項ただし書に規定する車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、次の各号のいずれか（公衆便所にあっては、第一号から第三号までのいずれか）に該当するものとする。 一　便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を一以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ一以上）設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合 二　令第十四条第二項本文の規定により便所設置階の不特定多数利用便所に設けるべき車椅子使用 者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の不特定多数利用便所に設ける場合 三　次のイ又はロに掲げる便所設置階の区分に応じ、当該イ又はロに定める場合 イ男子用の不特定多数利用便所のみを設ける便所設置階当該不特定多数利用便所のうち一以 上（当該便所設置階の床面積が一万平方メートルを超える場合にあっては、第三各号に掲げる 場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上）に、男子用の車椅子使用者用便房を一以上設け る場合 ロ女子用の不特定多数利用便所のみを設ける便所設置階当該不特定多数利用便所のうち一以 上（当該便所設置階の床面積が一万平方メートルを超える場合にあっては、第三各号に掲げる 四　床面積が千平方メートル未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が千平方メートル未満の階の床面積の合計に千分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）（千平方メートル未満の便所設置階（車椅子使用者用便房のみを設ける不特定多 数利用便所のみを設けるものを除く。）の階数に相当する数を超える場合にあっては、当該階数に相当する数）に令第十四条第二項本文の規定により床面積が千平方メートル以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数（第一号に規定する施設が同号に規定する位置にある場合にあっては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）の数を差し引いた数）以上の車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房（男子用の不特定多数利用便所及び女子用の不特定多数利用便所を設ける階に設けるものに限る。）に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）を設ける場合
・ア　（略）	・ア　（略）
・エ　（略）	・エ　（略）
・オ　（略）	・オ　（略）
・カ　（略）	・カ　（略）
・キの(ｱ)　（略）	・キの(ｱ)　（略）
・キの(ｲ)　（略）	・キの(ｲ)　（略）
・ク　（略）	・ク　（略）
	□(5) 小規模階の規定により車椅子使用者利用便房の必要設置数が０になる場合 この規定は、高齢者等利用便所を設置する階の全てが小規模階に該当し、かつ、小規模階の面積の合計が1,000㎡未満の施設に限り適用される。 下図のような施設の場合、令和６年国土交通省告示第1074号の第５の第４号の規定により、(4)の規定に基づく車椅子使用者利用便房の必要設置数は０となる。このような場合であっても、建物に１以上の車椅子使用者利用便房を設置することを求めている。 ・３階は高齢者等が利用する階に該当せず、高齢者等利用便所の設置は不要。 ・１・２階は高齢者等利用便所の設置は必要であるが、車椅子使用者利用便房については、両階ともに小規模階（１階：600㎡、２階：200㎡）に該当し、小規模階の合計が800㎡であるため、(4)の規定による必要設置数は０となる。（800×1/1,000＝0.8　１未満の端数は切捨て）

新旧対照表

現　　行

□(4) 腰掛式便房　（略）

□(5) オストメイト対応設備
ア、イ共に、オストメイト対応の設備の整備を求める規定である。

・ア　オストメイトが円滑に利用できる水洗器具
床面積の合計2,000㎡以上の施設に対して整備を求めており、設備の詳細は指定していない。
（図略）

・イ　オストメイト対応設備（設備の詳細を指定）　（略）

・ウ　オストメイト対応設備を設けていることの表示　（略）

□(6) ベビーチェア、おむつ交換台
必ずしも車椅子使用者用便房に設置を求めているのではない。それも含めて、ベビーチェアを便房内に、おむつ交換台を便所内の利用上支障のない位置に設置することとする。

標識の図記号については指定されていないが、一般的に、おむつ交換台やベビーチェアを示すJIS適合図である右図が多く用いられている。
（図略）

改　正　案

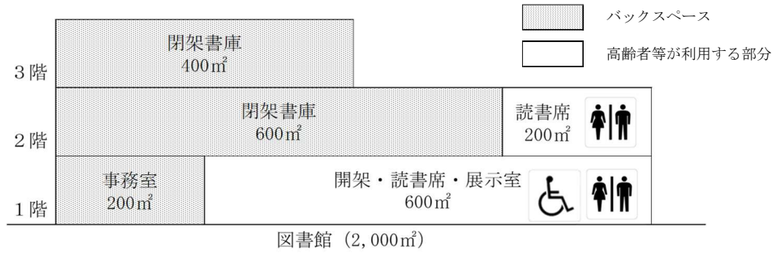

図12　全ての階が小規模階かつ小規模階の合計が1,000㎡未満の施設の例

□(6) 1,000㎡以上2,000㎡未満で車椅子使用者利用便房の設置を求める基準
一般便所を設置した階の各階への車椅子使用者利用便房の設置は2,000㎡以上の施設を対象としているが、(6)アからクまでに掲げる用途以外の用途に供する施設については、1,000㎡以上であれば、施設に１以上の車椅子使用者利用便房の設置を行う必要がある。

□(7) 腰掛式便房　（略）

□(8) オストメイト対応設備（床面積の合計2,000㎡以上10,000㎡未満 ※公衆便所は50㎡以上）

・オストメイトが円滑に利用できる水洗器具
床面積の合計2,000㎡以上の施設に対して整備を求めており、設備の詳細は指定していない。
（図略）

□(9) オストメイト対応設備（10,000㎡以上）
・ア　オストメイト対応設備（設備の詳細を指定）　（略）

・イ　オストメイト対応設備を設けていることの表示　（略）

□(10) ベビーチェア、おむつ交換台
必ずしも車椅子使用者用便房に設置を求めているのではない。それも含めて、ベビーチェアを便房内に、おむつ交換台を便所内の利用上支障のない位置に設置することとする。

・ベビーチェア及びおむつ交換台を設けていることの表示
標識の図記号については指定されていないが、一般的に、ベビーチェアやおむつ交換台を示すJIS適合図である右図が多く用いられている。
（図略）

□便所、車椅子使用者利用便房及び便所内に設ける設備の必要設置数一覧
本ページ以降、条例の基準の内容について便宜的に次のとおり表現する。

	意味
各階に１以上（高齢者等利用便所）	高齢者等が利用する階の階数に相当する数以上の便所を特定の階に偏ることなく設置
各階に１以上（車椅子使用者利用便房）	(1)の基準により高齢者等利用便所を設ける階においては、当該便所のうち１以上に車椅子使用者利用便房を１以上設置

新旧対照表

現　　行

改　正　案

・高齢者等利用便所及び車椅子使用者利用便房の必要設置数【(1)(4)(6)】

施設の用途	規模	必要設置数	
		高齢者等利用便所	車椅子使用者利用便房
公衆便所	全ての規模	各階に１以上	各階に１以上
学校、病院等、劇場等、官公署、老人ホーム等、運動施設、博物館等、銀行等、自動車教習所、公共用歩廊、地下街等、展示場、公衆浴場、飲食店、理髪店等、学習塾等、路外駐車場等	1,000㎡以上 2,000㎡未満		建物に１以上
	2,000㎡以上		各階に１以上
物販店舗、ホテル等、遊技場、クリーニング取次店等、共同住宅、寄宿舎	2,000㎡以上		
事務所、工場	3,000㎡以上		

・オストメイト対応設備の必要設置数【(8)(9)】

用途	規模	必要設置数
公衆便所	50㎡以上	建物に１以上（設備の指定なし）
病院等、劇場等、官公署、博物館等、展示場、物販店舗、飲食店	2,000㎡以上 10,000㎡未満	建物に１以上（設備の指定なし）
	10,000㎡以上	建物に２以上（うち１以上は設備の指定あり）
学校、老人ホーム等、運動施設、銀行等、自動車教習所、公共の交通機関の施設、公共用歩廊、地下街等、ホテル等、遊技場、公衆浴場、理髪店等、クリーニング取次店等、学習塾等、路外駐車場等、共同住宅、寄宿舎	2,000㎡以上	建物に１以上（設備の指定なし）
事務所、工場	3,000㎡以上	建物に１以上（設備の指定なし）

・ベビーチェア及びおむつ交換台の必要設置数【(10)】

用途	規模	必要設置数
公衆便所	5,000㎡未満	建物に１以上
	5,000㎡以上	建物に２以上
病院等、劇場等、官公署、運動施設、博物館等、銀行等、公共用歩廊、地下街等、展示場、公衆浴場、飲食店	1,000㎡以上 5,000㎡未満	建物に１以上
	5,000㎡以上	建物に２以上
物販店舗、ホテル等	2,000㎡以上 10,000㎡未満	建物に１以上
	10,000㎡以上	建物に２以上
学校、老人ホーム等、自動車教習所、遊技場、理髪店等、クリーニング取次店等、学習塾等、路外駐車場等、共同住宅、寄宿舎、事務所、工場	対象外	

新旧対照表

現　　行

改　正　案

□複合用途の建築物の場合の便所の基準の適用の考え方

複合用途の建築物に設ける「高齢者等利用便所」については、原則として、用途ごとに必要設置数を満たさなければならない。ただし、利用する用途にかかわらず当該便所を常時利用できるような施設運用を行う場合には、便所は用途ごとではなく、共用して設置することができる。例えば、一部用途のみ営業時間が長く、共用便所を利用できない時間帯がある場合、常時利用できるとは言えないため、個別に必要設置数を満たす必要がある。

次のような複合用途の建築物を例に便所の基準の適用の流れを以下に示す。

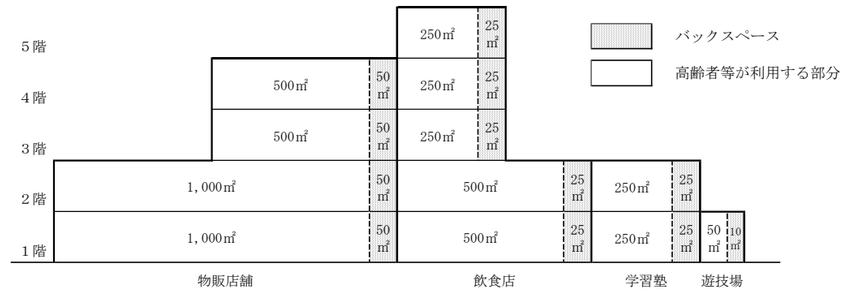

図14　複合用途の施設の一例

＜前提条件の確認＞

複合用途の建築物において、条例及びその基準の義務の対象となるかの判断は、用途ごとに行う。なお、その際には、用途ごとにバックスペースも含めて、建物全体の面積を合計する。

条例基準（概要、抜粋）

①条例の対象となる規模

物販店舗、飲食店、学習塾、遊技場：100 ㎡以上

②高齢者等利用便所の各階設置基準の適用規模

飲食店、学習塾　　：1,000 ㎡以上

物販店舗、遊技場　：2,000 ㎡以上

③車椅子使用者利用便房の各階設置基準の適用規模

飲食店、学習塾、物販店舗、遊技場：2,000 ㎡以上

※飲食店、学習塾については 1,000 ㎡以上 2,000 ㎡未満で建物に 1 以上設置

用途	物販店舗	飲食店	学習塾	遊技場
延べ面積（㎡）	3,200	1,875	550	60
①条例の対象	3,200≧100 →条例**対象**	1,875≧100 →条例**対象**	550≧100 →条例**対象**	60＜100 →条例**対象外**
②高齢者等利用便所各階設置	3,200≧2,000 →各階（1～4階）設置**必要**	1,875≧1,000 →各階（1～5階）設置**必要**	550＜1,000 →各階設置**不要**	－
③車椅子使用者利用便房各階設置	3,200≧2,000 →各階（1～4階）設置**必要**	1,875＜2,000 →各階設置**不要** **建物に 1 以上**	－	－

新旧対照表

現　　行

改　正　案
＜必要設置数の検討（**便所を共用しない場合**）＞ 用途ごとに必要設置数を満たす必要があるため、用途別に切り分けて検討を行う。 １　高齢者等利用便所の必要設置数 本事例において、高齢者等利用便所の設置基準の対象規模以上となる用途は物販店舗と飲食店である。各用途に供する部分の階の数は物販店舗が４（１階～４階）、飲食店が５（１階～５階）である。よって合計９箇所の高齢者等利用便所の設置が必要となる。 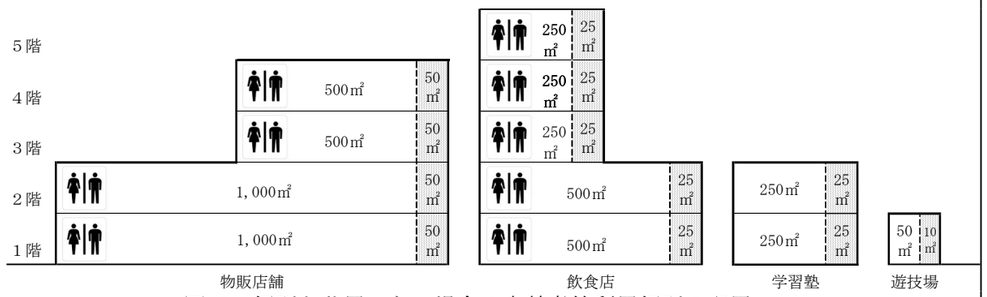   図15　便所を共用しない場合の高齢者等利用便所の配置 ２　車椅子使用者利用便房の必要設置数 車椅子使用者利用便房の設置基準の対象となる用途は物販店舗と飲食店であり、物販店舗は各階に１以上、飲食店は建物に１以上の設置が必要である。 【物販店舗（１～４階）：各階に１以上】 ・必要設置数の算出に用いる階の面積には、「高齢者等が利用する部分」のみを算入するため店舗のバックスペース等は算入しない。 ・物販店舗の用に供する各階の面積は、１・２階が各1,000㎡で一般階に該当、３・４階が各500㎡で小規模階に該当する。よって、本事例では、１・２階にはそれぞれ１以上、３・４階においては、どちらかの階に１以上設置すればよいため、３階に１つ設置している。 【飲食店（１～５階）：建物に１以上】 ・飲食店の用途に供する部分に１以上設置する必要がある。よって、本事例では１階に１つ設置している。 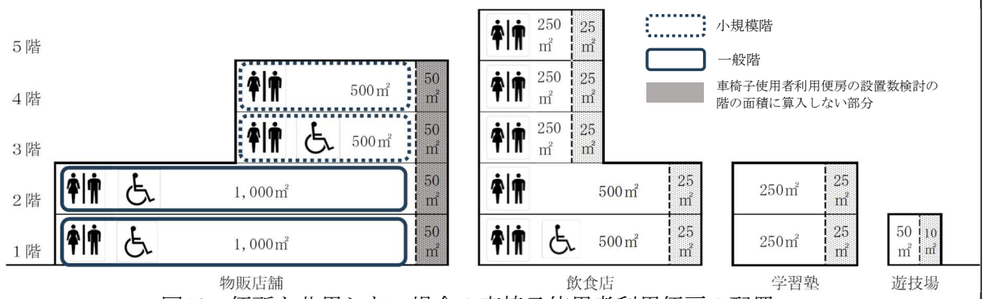   図16　便所を共用しない場合の車椅子使用者利用便房の配置

新旧対照表

現　　行

8・9　（略）

改　正　案
＜必要設置数の検討（便所を共用する場合）＞ １　高齢者等利用便所の必要設置数 本事例において、高齢者等利用便所の設置基準の対象規模以上となる用途は物販店舗と飲食店である。各用途に供する部分の階の数は物販店舗が４（１階～４階）、飲食店が５（１階～５階）であるが、１階から４階までは、便所を共用しているため、合計５箇所の設置でよい。

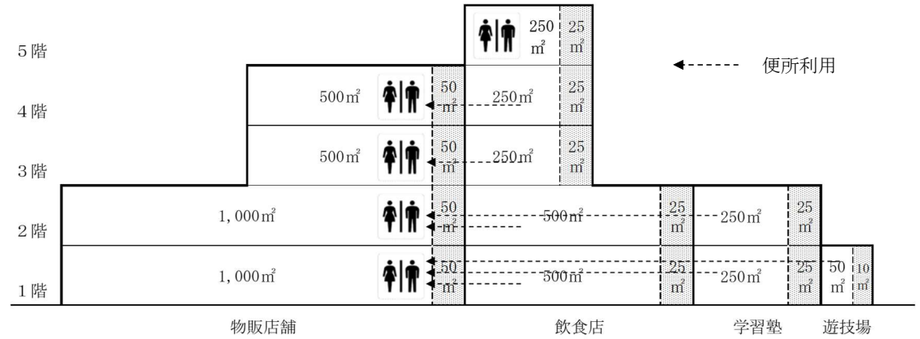

図17　便所を共用する場合の高齢者等利用便所の配置

２　車椅子使用者利用便房の必要設置数

車椅子使用者利用便房の設置基準の対象となる用途は物販店舗と飲食店であり、物販店舗は各階に１以上、飲食店は建物に１以上の設置が必要である。

【物販店舗（１～４階）：各階に１以上】

・必要設置数の算出に用いる階の面積には、便所を共用する他の用途も含めて、「高齢者等が利用する部分」の面積を算入する。その際、便所の設置基準の適用規模未満の用途も含めるが、条例の対象規模未満及び条例対象外の用途は含めない。また、店舗のバックスペース等は高齢者等が利用する部分に該当しないため、算入しない。

・高齢者等が利用する部分の面積は、１・２階が各1,750㎡で一般階に該当、３・４階が各750㎡で小規模階に該当する。よって、下図の例では１・２階の各階に１つ、３階に１つ設置している。なお、５階は物販店舗の用途が存在しないため、検討対象外である。

【飲食店（１～５階）：建物に１以上】

・飲食店の用途に供する部分が存在する１～５階に１以上設置する必要があるが、１～３階の車椅子使用者利用便房を共用し、基準を満たしているため、別途設置する必要はない。

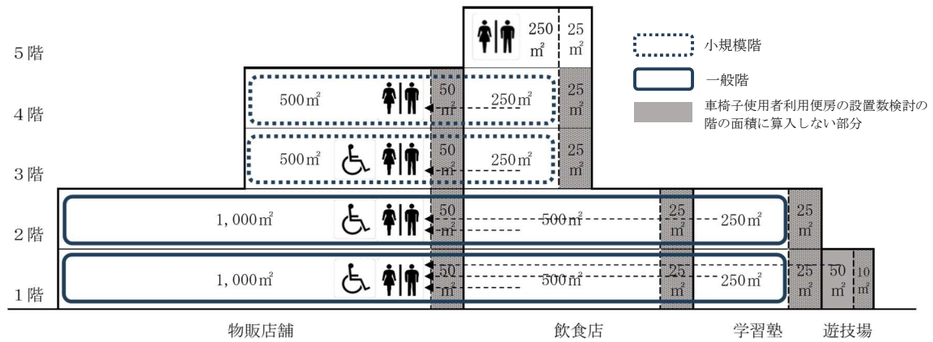

図18　便所を共用する場合の車椅子使用者利用便房の配置

8・9　（略）

新旧対照表

現　　行	改　正　案
10　駐車場	**10　駐車場**
□(1)と(2)の規定の関係 共に高齢者等が利用する駐車場に車椅子使用者が利用しやすい駐車施設の整備を求める規定であるが、下記のとおり、設置を求める場合が異なる。 (1)：駐車台数にかかわらず、施設の規模に応じて車椅子使用者利用駐車施設を設置 (2)：施設が基準規模以上であって、駐車台数30台以上の場合に車椅子使用者利用駐車施設を設置	□車椅子使用者利用駐車施設の必要数 駐車施設数が200以下の場合：２％以上　　（端数切上げ） 駐車施設数が201以上の場合：１％＋２以上（端数切上げ） 同一敷地内に複数の駐車場を設ける場合は、敷地内の駐車施設の総数に対して必要な車椅子使用者利用駐車施設の数を算定する。また、機械式の駐車場も台数算定の対象となる。 □(1)(2)及び(3)(4)の規定の適用 ともに高齢者等が利用する駐車場に車椅子使用者が利用しやすい駐車施設の整備を求める規定であるが、下記のとおり、設置を求める場合が異なる。 (1)及び(2)：駐車台数にかかわらず、施設の規模に応じて車椅子使用者利用駐車施設を設置 (3)及び(4)：施設が基準規模以上であって、駐車台数30台以上の場合に車椅子使用者利用駐車施設を設置
□(1)のウ　車椅子使用者利用駐車施設である旨の表示　（略）	□(1)のウ　車椅子使用者利用駐車施設である旨の表示　（略）
□(1)のエ　車椅子使用者利用駐車施設を設けている旨の表示　（略）	□(1)のエ　車椅子使用者利用駐車施設を設けている旨の表示　（略）
□機械式駐車場 高齢者等が利用する駐車場であれば、機械式の駐車施設も台数算定の対象となる。機械式を含めた駐車台数が30台以上あれば、駐車場の整備基準を適用する。 車椅子使用者用駐車施設は、機械式駐車場とは別に、整備基準に合致する駐車施設を整備することが必要である。	□(2)(4)令和６年国土交通省告示第1072号本則第１号及び第２号に掲げる場合 機械式駐車場で、その出入口部分に車椅子使用者が円滑に乗降可能な場所を１以上設けるもの（以下「バリアフリー対応機械式駐車場」という。）は(1)のアからエまでに掲げる構造の車椅子使用者利用駐車施設と同等のものとして取り扱い、当該機械式駐車場の駐車施設の数を車椅子使用者利用駐車施設の数とみなすことができる。 バリアフリー対応機械式駐車場の駐車施設の数が車椅子使用者利用駐車施設の必要設置数を上回る場合、(1)及び(3)の規定の対象外となるが、必要設置数の全てをバリアフリー対応機械式駐車場の駐車施設で満足することはできず、少なくとも１以上は、(1)のアからエまでに掲げる構造の車椅子使用者利用駐車施設を整備することを求めている。 **（参考）** ＜令和６年国土交通省告示第1072号＞ 一　不特定かつ多数の者が利用し、又は主に高齢者、障害者等が利用する駐車場（以下「不特定多数利用駐車場」という。）が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のもの（次号において「不特定多数利用機械式駐車場」という。）であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられている場合 二　不特定多数利用機械式駐車場及び当該不特定多数利用機械式駐車場以外の不特定多数利用駐車場を設ける場合であって、次のイ及びロに掲げる基準に適合する場合 イ　当該不特定多数利用機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられていること。 ロ　当該不特定多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数（当該不特定多数利用機械式駐車場を二以上設ける場合にあっては、当該不特定多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の総数）及び当該不特定多数利用駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数（当該不特定多数利用駐車場を二以上設ける場合にあっては、当該不特定多数利用駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の総数）の合計数が、令第十八条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上であること。

新旧対照表

現　　行

改　正　案

＜車椅子使用者対応機械式駐車場の車椅子使用者利用駐車施設の必要設置数の検討＞

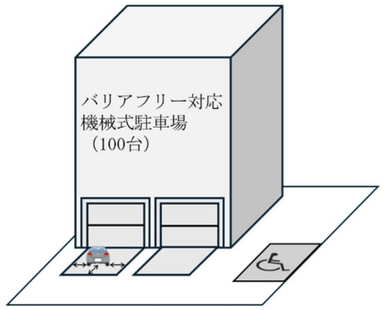

図23　R6国交省告示第1072号の第１号該当駐車場の車椅子駐車施設の必要数

駐車施設数			車椅子使用者利用駐車施設の必要設置数(d)	基準適合の判定	
				R6国交省告示第1072号 第1号・第2号 (a)+(b)≧(d)	条例基準 (2)・(4) (b)≧1
機械式	バリアフリー対応タイプ(a)	100	(c)≦200のとき：(c)×2% (c)＞200のとき：(c)×1%+2		
機械式	通常タイプ	0			
非機械式	車椅子使用者利用駐車施設(b)	1			
非機械式	一般用	0			
合計(C)		101	101×２％＝2.02 →３※端数切上げ	101＞３ →OK	(b)＝1 →OK

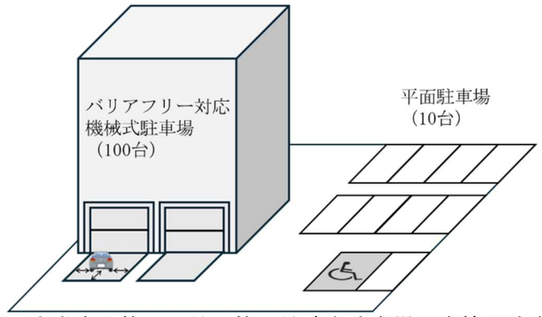

図24　R6国交省告示第1072号の第２号該当駐車場の車椅子駐車施設の必要数

駐車施設数			車椅子使用者利用駐車施設の必要設置数(d)	基準適合の判定	
				R6国交省告示第1072号 第1号・第2号 (a)+(b)≧(d)	条例基準 (2)・(4) (b)≧1
機械式	バリアフリー対応タイプ(a)	100	(c)≦200のとき：(c)×2% (c)＞200のとき：(c)×1%+2		
機械式	通常タイプ	0			
非機械式	車椅子使用者利用駐車施設(b)	1			
非機械式	一般用	9			
合計(C)		110	110×２％＝2.2 →３※端数切上げ	101＞３ →OK	(b)＝1 →OK

□車椅子使用者が円滑に乗降可能な場所を設ける機械式駐車場

「車椅子使用者が円滑に乗降可能な場所を設ける機械式駐車場」とは、下図のような構造をいい、次のような点に留意すること。（「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」国土交通省P2-62参照）

新旧対照表

現　　行
□共同住宅の駐車場について 　共同住宅の駐車場の場合、各区画の利用者が特定されていることが多く、多数の者が利用する駐車場ではないため、高齢者等が利用する駐車場には該当しない。来客用の駐車場又は各区画の利用者を特定しない駐車場を設ける場合のみ、車椅子使用者利用駐車施設の設置が必要である。 11～14　（略） 15　**固定観覧席** □バリアフリー法（委任規定を含む）の整備基準との関係（要注意） 　固定観覧席に関する基準は、バリアフリー法に定める建築物特定施設に該当しない整備箇所に関する基準であり、建築確認で審査されないため、条例に基づく届出（通知）が必要である。

改　正　案
＜留意点：車椅子使用者対応の機械式駐車装置について＞ ・車椅子使用者が駐車場の管理員の介助がなくても自力で乗降できるよう、駐車装置の操作盤は、車椅子使用者が容易に操作できる位置に設ける。 ・乗降スペースを車両の駐車位置の両側に設ける。乗降スペースの寸法は、車椅子の回転を考慮して幅140cm以上×奥行170cm以上とし、乗降スペースから機械式駐車装置の外まで車椅子が円滑に移動できる幅90cm以上の通路を確保する。 ・機械式駐車装置の段差及び床の隙間は2cm以下とし、幅は乗降スペースを含めて350cm以上とする。 ・通常の車椅子使用者利用駐車施設と同様、高齢者、障害者等の見やすい位置に、容易に識別できる標識を設ける。 ・入庫可能な車両の高さは駐車場全体計画（平置式等を含む）を考慮し設定する。   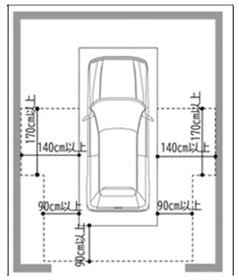   図25　車椅子使用者が円滑に乗降可能な機械式駐車場の例 □共同住宅の駐車場について 　共同住宅の駐車場の場合、各区画の利用者が特定されていることが多く、多数の者が利用する駐車場ではないため、高齢者等が利用する駐車場には該当しない。 　来客用の駐車場又は各区画の利用者を特定しない駐車場（以下「来客用駐車場等」という。）を設ける場合のみ、車椅子使用者利用駐車施設の設置が必要である。なお、この場合、必要な車椅子使用者利用駐車施設の数は、来客用駐車場等の部分の駐車可能台数を基に算出する。 11～14　（略） 15　**固定式の観覧席等** □バリアフリー法（委任規定を含む。）の整備基準との関係（要注意） 　固定式の観覧席等に関する基準は、(2)の難聴者の聴力を補うための設備の基準に限り、建築確認で審査されないため、条例に基づく届出（通知）が必要である。 基準 ／ 審査 (1)車椅子使用者利用区画の数及び構造 ／ 建築確認 (2)難聴者の聴力を補うための設備 ／ 条例届出（市町窓口） □固定式の観覧席等 　床に固定された座席のことであり、 移動可能な席、スタッキングチェア、画面と連動して動く席などは含まない。 □車椅子使用者利用区画の必要設置数 　席数が400以下の場合：２以上 　席数が401以上の場合：0.5%以上（端数切上げ） 　同一建築物内に固定式の観覧席を設けたオーディトリアムが複数存在する場合には、オーディトリアムごとに席数に応じて必要な数以上の車椅子使用者利用区画を設ける。

新旧対照表

現　　行	改　正　案
□(1) 車椅子使用者が円滑に利用できる区画 　手すり等による仕切りがなくても、基準に定める寸法のスペースがあればよい。ただし、当該区画を車椅子使用者が利用する際に、他の利用者の通行に支障がないものとすること。	□(1) 車椅子使用者利用区画 　手すり等による仕切りがなくても、基準に定める寸法のスペースがあればよい。ただし、当該区画を車椅子使用者が利用する際に、他の利用者の通行に支障がないものとすること。
□(2) 難聴者の聴力を補うための設備（集団補聴設備）　（略）	□(2) 難聴者の聴力を補うための設備（集団補聴設備）　（略）
□集団補聴の対象とすべき座席数（略）	□集団補聴の対象とすべき座席数（略）
□①②の方法以外の難聴者の聴力を補うための設備 　集団補聴設備に限らず、文字情報を投影する設備の設置や、電磁文字表示盤による文字情報の提供なども考えられ、施設の用途や利用目的から判断して整備すること。 　スピーカーの音を大きくするだけの対応では不十分である（通常の補聴器は、目的の音だけでなく周囲の雑音も拾うため）。難聴者が周囲の騒音や残響に影響されないように聞き取るべき情報を得るための措置を講ずることが必要である。	□①②の方法以外の難聴者の聴力を補うための設備 　集団補聴設備に限らず、文字情報を投影する設備の設置や、電磁文字表示盤による文字情報の提供などのハード整備のほか、字幕を表示するメガネの貸出しなどのソフト対応も考えられ、施設の用途や利用目的から判断して整備すること。 　スピーカーの音を大きくするだけの対応では不十分である（通常の補聴器は、目的の音だけでなく周囲の雑音も拾うため）。難聴者が周囲の騒音や残響に影響されないように聞き取るべき情報を得るための措置を講ずることが必要である。
３．公共の交通機関の施設に関する整備基準（別表第３第２） **1～6**　（略）	**３．公共の交通機関の施設に関する整備基準（別表第３第２）** **1～6**　（略）
7　便所	**7　便所** □高齢者等利用便所の設置基準（別表第１の７の(1)） 　「高齢者等が利用する階」から除外する階として次のような事例が考えられる。 ・駐車場のみの階 ・鉄道駅等で、便所の設置スペースの確保が困難なホーム階
□触知案内板等の設置　（略）	□触知案内板等の設置　（略）
□適用規模 　第１の７の(5)のアはオストメイトが円滑に利用できる水洗器具の設置を求める規定であり、適用規模は床面積の合計2,000㎡以上の規模である。これ以外の第１の７（(4)並びに(5)のイ及びウを除く。）に掲げる事項の適用規模は、全ての規模である。	□適用規模 　第１の７の(8)はオストメイトが円滑に利用できる水洗器具の設置を求める規定であり、適用規模は床面積の合計2,000㎡以上の規模である。これ以外の第１の７（(5)から(7)まで及び(9)を除く。）に掲げる事項の適用規模は、全ての規模である。
8～17　（略）	**8～17**　（略）
４．公共施設（道路）に関する整備基準（別表第３第３）　（略）	**４．公共施設（道路）に関する整備基準（別表第３第３）**　（略）
５．公共施設（公園等）に関する整備基準（別表第３第４） **公園等** **1・2**　（略）	**５．公共施設（公園等）に関する整備基準（別表第３第４）** **公園等** **1・2**　（略）
3　休憩所及び管理事務所 □高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造（省令第5条第1項第1号ニ(2)）　（略）	**3　休憩所及び管理事務所** □高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造（省令第5条第1項第1号ニ(2)）　（略）
□車いす使用者の円滑な利用に適した構造のカウンター（省令第5条第1項第2号）　（略）	□車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のカウンター（省令第5条第1項第2号）　（略）
4～9　（略）	**4～9**　（略）

新旧対照表

現　　行

§４　条例による基準適合義務とバリアフリー法による基準適合義務

１．条例による基準適合義務

□「法令又は第24条の３から第24条の６までの規定により、特定施設整備基準に適合させるための措置と同等以上の措置を講ずることとされている事項」　（略）

□第15条及び第21条第２項のただし書き

上記のとおり、法令又は第24条の３から第24条の６までの規定により建築確認における審査が行われ、特定施設整備基準に適合させるための措置と同等以上の措置を講ずることとされている事項にあっては、審査の重複を避けるため、当該事項について、条例に基づく届出（通知）は不要であるということを規定している。

一方、届出（通知）が必要となる特定施設は、下記のとおりである。

①建築物移動等円滑化基準に付加されていない基準に係る整備箇所を有する特定施設

バリアフリー法第２条第20号に定める建築物特定施設ではないことから、バリアフリー法の建築物移動等円滑化基準に付加されていない基準に係る整備箇所を有する特定施設（当該整備箇所に係る基準への適合のみについて条例に基づく届出で審査、その他の整備基準への適合については建築確認で審査）

特定施設の類型	対象となる施設
劇場等	以下の施設で固定観覧席を設けるもの ・劇場、観覧場、映画館又は演芸場 ・集会場又は公会堂
公共の交通機関の施設	以下の施設で乗降場、改札口等を設けるもの ・鉄道の駅又は軌道の停留場及びこれらと一体として利用者の用に供する施設 ・車両の停車場又は船舶若しくは飛行機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの

②～⑤　（略）

２．バリアフリー法による基準適合義務

■特別特定建築物等に係る基準適合義務　（略）

■特別特定建築物に追加する特定建築物　（略）

■基準適合義務の対象となる建築の規模

□基準適合義務の対象となる建築の規模　（略）

改　正　案

§４　条例による基準適合義務とバリアフリー法による基準適合義務

１．条例による基準適合義務

□「法令又は第24条の３から第24条の６までの規定により、特定施設整備基準に適合させるための措置と同等以上の措置を講ずることとされている事項」　（略）

□第15条及び第21条第２項のただし書き

上記のとおり、法令又は第24条の３から第24条の６までの規定により建築確認における審査が行われ、特定施設整備基準に適合させるための措置と同等以上の措置を講ずることとされている事項にあっては、審査の重複を避けるため、当該事項について、条例に基づく届出（通知）は不要であるということを規定している。

一方、届出（通知）が必要となる特定施設は、下記のとおりである。

①-1建築物移動等円滑化基準に付加されていない基準に係る整備箇所を有する特定施設（公共の交通機関の施設）

バリアフリー法第２条第20号に定める建築物特定施設ではないことから、バリアフリー法の建築物移動等円滑化基準に付加されていない基準に係る整備箇所を有する特定施設（当該整備箇所に係る基準への適合のみについて条例に基づく届出で審査、その他の整備基準への適合については建築確認で審査）

特定施設の類型	対象となる施設
公共の交通機関の施設	以下の施設で乗降場、改札口等を設けるもの ・鉄道の駅又は軌道の停留場及びこれらと一体として利用者の用に供する施設 ・車両の停車場又は船舶若しくは飛行機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの

①-2建築物移動等円滑化基準に付加されていない基準に係る整備箇所を有する特定施設（劇場等）

劇場等の固定式の観覧席等の基準のうち、車椅子使用者利用区画の設置及び構造に関する基準については建築物移動等円滑化基準に含まれるが、集団補聴設備等の基準については付加していない（集団補聴設備等の基準への適合のみについて条例に基づく届出で審査、その他の整備基準への適合については建築確認で審査）。

特定施設の類型	対象となる施設
劇場等	以下の施設で固定式の観覧席等を設けるもの ・劇場、観覧場、映画館又は演芸場 ・集会場又は公会堂

②～⑤　（略）

２．バリアフリー法による基準適合義務

■特別特定建築物等に係る基準適合義務　（略）

■特別特定建築物に追加する特定建築物　（略）

■基準適合義務の対象となる建築の規模

□基準適合義務の対象となる建築の規模　（略）

新旧対照表

現　　行

□下線の規模未満の特定施設の建築を行う場合　（略）

□バリアフリー法の基準適合義務の対象となる「建築」と条例の特定施設整備基準の遵守義務の対象となる「特定施設の建築等」の違い　（略）

□工場及び事務所が基準適合義務の対象となる建築の規模　（略）

□「規模」欄ただし書き中の「規則で定める規模」　（略）

□規則第12条の３第２項　増築等における建築物移動等円滑化基準の適用範囲

政令第22条では増築、改築又は用途の変更（以下「増築等」という。）を行う場合、建築物移動等円滑化基準のうち政令第11条から第21条までの規定は、第１号に掲げる「増築等に係る部分」に加え、第２号から第６号に掲げる建築物の部分における基準適合義務が適用されることが規定されているが、規則第12条の３第２項では、特別特定建築物（追加した特定建築物を含む。）の増築等を行う場合、当該増築等を行う部分の床面積の合計が2,000㎡以上（公衆便所の場合は50㎡以上）であれば、政令第22条の第２号から第６号に規定する部分に適用し、2,000㎡未満（公衆便所の場合は50㎡未満）であれば、当該増築等に係る部分のみに適用することを規定している。

■建築物移動等円滑化基準に付加する事項

□建築物移動等円滑化基準に付加する事項（条例第24条の６第１項）

建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、規則第12条の４第１項第１号の規定により、条例別表第２の左欄に掲げる建築物特定施設の区分に応じ、規則別表第４の４に掲げている。

なお、政令第10条第２項に定める条例対象小規模特別特定建築物についても、規則第12条第１項第２項の規定により、政令第11条から第24条までに規定する基準と規則別表第４の４に掲げる基準を付加しており、特別特定建築物と区別無く建築物移動等円滑化基準及び付加基準が適用される。

□増築等における付加基準の適用範囲（条例第24条の６第２項）

第１項で建築物移動等円滑化基準に付加した事項は、特別特定建築物（追加した特定建築物を含む。）の増築等を行う場合、増築等の規模にかかわらず、当該増築等に係る部分にのみ適用する。

政令第11条から第21条までに規定する基準と条例第24条の６の付加基準への適用の違いは以下のとおりである。

増築等を行う規模	政令第11条～第21条に規定する基準	条例第24条の６で付加した基準
2,000㎡以上（公衆便所は50㎡以上）	（略）	（略）
2,000㎡未満（公衆便所は50㎡未満）	（略）	（略）

□「規定によることが困難であると認めるとき」　（略）

改　正　案

□下線の規模未満の特定施設の建築を行う場合　（略）

□バリアフリー法の基準適合義務の対象となる「建築」と条例の特定施設整備基準の遵守義務の対象となる「特定施設の建築等」の違い　（略）

□工場及び事務所が基準適合義務の対象となる建築の規模　（略）

□「規模」欄ただし書き中の「規則で定める規模」　（略）

□規則第12条の３第２項　増築等における建築物移動等円滑化基準の適用範囲

政令第23条では増築、改築又は用途の変更（以下「増築等」という。）を行う場合、建築物移動等円滑化基準のうち政令第11条から第22条までの規定は、第１号に掲げる「増築等に係る部分」に加え、第２号から第６号に掲げる建築物の部分における基準適合義務が適用されることが規定されているが、規則第12条の３第２項では、特別特定建築物（追加した特定建築物を含む。）の増築等を行う場合、当該増築等を行う部分の床面積の合計が2,000㎡以上（公衆便所の場合は50㎡以上）であれば、政令第23条の第２号から第６号に規定する部分に適用し、2,000㎡未満（公衆便所の場合は50㎡未満）であれば、当該増築等に係る部分のみに適用することを規定している。

■建築物移動等円滑化基準に付加する事項

□建築物移動等円滑化基準に付加する事項（条例第24条の６第１項）

建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、規則第12条の４第１項第１号の規定により、条例別表第２の左欄に掲げる建築物特定施設の区分に応じ、規則別表第４の４に掲げている。

なお、政令第10条第２項に定める条例対象小規模特別特定建築物についても、規則第12条の４第１項第２号の規定により、政令第11条から第25条までに規定する基準と規則別表第４の４に掲げる基準を付加しており、特別特定建築物と区別なく建築物移動等円滑化基準及び付加基準が適用される。

□増築等における付加基準の適用範囲（条例第24条の６第２項）

第１項で建築物移動等円滑化基準に付加した事項は、特別特定建築物（追加した特定建築物を含む。）の増築等を行う場合、増築等の規模にかかわらず、当該増築等に係る部分にのみ適用する。

政令第11条から第22条までに規定する基準と条例第24条の６の付加基準への適用の違いは以下のとおりである。

増築等を行う規模	政令第11条～第22条に規定する基準	条例第24条の６で付加した基準
2,000㎡以上（公衆便所は50㎡以上）	（略）	（略）
2,000㎡未満（公衆便所は50㎡未満）	（略）	（略）

□「規定によることが困難であると認めるとき」（条例第24条の６第３項）　（略）